

新公審査答申（個）第20号
令和4年10月27日

新潟市長様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和4年2月2日付け、新北産第1125号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が、令和3年7月26日付け新北民第373号の2により行った非開示決定はこれを取り消し、審査請求人に関する保有個人情報を特定し直し、改めて開示非開示の決定をすべきである。

第2 審査請求の経過

1 個人情報の開示請求

令和3年7月13日、審査請求人は、新潟市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、実施機関が私の事で対応したものが分かるもの（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

令和3年7月26日、実施機関は、本件請求に係る文書が存在しないとし、非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和3年8月16日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和4年2月2日、実施機関は、条例第27条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書において主張する内容は、以下のとおりである。

「五年間説明対応が閲覧出来る個人情報開示請求書問題を（新北民第373号の2）の決定は、110番通報した事実を隠す為か間違いを補正しないで人道的立場の第三者の公務員として教唆幫助は、同罪と知りながら開示又は、請求に係る個人情報を保有していない等々と事実で対応してもらえる間違いを補正してからの手続を私を処分する目的で補正を悪意を持って無視し審査庁等々と間違いを、補正しないで一方的な悪意で手続きを進め補正をさせ無いで私に抵抗できないように弄ぶ処分を繰り返す処分。」

「目で確認出来る公文書が、三回間違っている事実は、補正しない事で私を処分する為の悪意の間違いで私を弄ぶ処分と私は思っている補正しないで正しい手続を私にさせないのは、一方的な私を弄ぶ処分人道的立場で正しい手続をお願いします。」

「間違いを補正しないで一方的に手続きを進めるのは処分であり処分を取り消せ。」（原文ママ）

第4 実施機関の主張

実施機関が公文書として保有する審査請求人に係る個人情報については、審査請求人が令和2年5月28日に実施機関を訪れ相談した際に、応対した職員がメモをもとに作成した記録であり、すでに開示している。

また、個人情報開示請求やそれに関する審査請求の手続きに係る文書があるが、これらについては、隨時、審査請求人へ交付している。

審査請求人は、公文書が間違っている事実を補正しない事で請求人に正しい手続きをさせないと、この処分を取り消すよう求めている。しかしながら、実施機関の公文書が誤っていたという事実はなく、上述のように必要な文書については、審査請求人へ交付されていることから、審査請求人の主張は事実に反するものであり、非開示決定とした処分は正当であると弁明する。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求の対象となる保有個人情報に係る文書が存在しないことを理由に本件決定を行ったところ、審査請求人から本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人及び実施機関の主張の妥当性について検討する。

2 本件決定の妥当性について

(1) 本件の個人情報開示請求書（以下「本件請求書」という。）を確認すると、対象期間の始期の記載がなく、令和3年7月13日までとあり、本件請求は、「私の事で対応した事も含む、私の事で対応したもののが分かるもの」とある。また、

本件審査請求においては、「私の個人情報は五年間保有しているはず」と主張している。

そうすると、本件請求保有個人情報は、令和3年7月13日から過去5年間ににおける、実施機関が審査請求人と対応したことが分かるものと推測される。

(2)しかし、実施機関は、すでに開示した文書以外に公文書は存在しないとして本件決定していることから、当審査会は、過去5年間における審査請求人の保有個人情報について、実施機関に確認したところ、すでに開示したものと含む個人情報の保有が確認された。

さらに、審査請求人の個人情報を保有しているにも関わらず、本件決定を行ったことについて、実施機関に確認したところ、令和2年当時は「開示したものと除く」との記載があり、本件請求書にはその記載がなかったものの、本件請求は、すでに開示したもの以外の個人情報であると理解し、同じ個人情報を何度も開示することは社会通念上必要がないと判断したとのことであった。

(3)そもそも、条例には、「実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とある。

また、条例の手引きには、条文中の「形式上の不備があると認めるとき」とは、「不明確な箇所がある場合又は行政文書が特定できない場合等をいう」とある。

なお、条例における個人情報開示請求の対象個人情報については、同一請求人への開示済みの文書を新たに請求したとしても、対象としないとする規定はない。

(4) そうすると、本件請求保有個人情報が特定できない場合、形式上の不備として補正を求めたうえで、本件決定を行うべきところ、実施機関は、本件請求保有個人情報の十分な特定をしていないことが認められる。

したがって、実施機関の本件決定は取り消し、条例に基づき、改めて開示非開示の決定をすべきである。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和4年 6月 7日	実施機関の諮問書を受理
令和4年 8月 22日	審査会開催（第1回）
令和4年 9月 15日	審査会開催（第2回）
令和4年 10月 20日	審査会開催（第3回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子